

「子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」及び
「子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣
総理大臣が定める場合を定める件」について

令和 2 年 2 月 27 日
内 閣 府

1. 題名

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令
子ども・子育て支援法施行規則第五十八条第四号に規定する内閣総理大
臣が定める場合を定める件

2. 意見公募手続の実施の有無

意見公募手続は実施していません。

3. 意見公募を行わなかった理由

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、公益上緊急に府令
改正及び告示制定の必要があり、30 日以上の意見提出期間を定めた意見公
募を行うことが困難であったため、行政手続法第三十九条第四項第一号に
基づき、意見の募集を行いませんでした。

【参照条文】

○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）抄
第三十九条

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下
「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正について

令和 2 年 2 月
子ども・子育て本部

1. 改正概要

新型コロナウイルス感染症への対応等公衆衛生対策の観点から保育所等の臨時休園等をする場合、保育の提供がなされなかった期間を除いて利用者負担額を日割り計算できるように措置する。

2. 改正内容

(1) 現行規定

利用者負担額については、原則として、一月につき定められた額（＝月額設定）。

利用者負担額の日割り計算を可能とする場合については、子ども・子育て支援法施行令において下記の場合に限定して認めている。

- ・ 月の途中において特定教育・保育等を受け始めた場合（施行令第 24 条第 2 項）
- ・ 月の途中において特定教育・保育等を受けることをやめる場合（規則第 58 条第 1 号）
- ・ 月の途中において、利用する施設等を変更する場合（規則第 58 条第 2 号）
- ・ 一月当たり 5 日を超えて居宅訪問型保育を受けることができない場合（規則第 58 条第 3 号）

(2) 改正内容

①子ども・子育て支援法施行規則

大規模災害やそれに準じる危機的状況が生じている際に保育所等が緊急的にやむを得ず保育の提供を行えなくなる場合については、一月のうち保育の提供を受けた日数分の保育料を日割り計算することができるよう、「災害その他緊急やむを得ない」理由により保育の提供がなされない期間が生じた場合を規則第 58 号の列挙事由に追加することとする。

なお、日割り計算に伴う事務負担や、居宅訪問型保育に関する日割りが「一月当たり五日を超える」場合に限定していることを踏まえ、今般追加する事由についても、保育の提供がなされない日数が「一月当たり五日を超える」場合に限る。

②規則第 58 条第 4 号の規定に基づく告示制定

「災害その他緊急やむを得ない場合」として内閣総理大臣が定める場合に、新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等をする場合を指定する告示を新たに制定する。

3. 施行期日

公布の日から施行し、令和二年二月二十五日から遡及適用することとする。

以 上